平成２６年度ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類排出調査（県による任意調査）結果について

鹿児島県環境林務部
廃棄物・リサイクル対策課

１　調査結果概要

廃棄物焼却炉など１５施設について，ダイオキシン類対策特別措置法第３４条に基づき，ダイオキシン類に係る排出調査を実施した(鹿児島市分を除く)。

調査の結果，全ての施設で排出基準等に適合していた。

２　調査概要

(1)　調査期間

平成２６年１０月～平成２６年１２月

(2)　調査対象物質

ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法に基づくポリ塩化ジベンゾフラン，ポリ塩化ジベンゾ－パラ－ジオキシン及びコプラナーポリ塩化ビフェニル)

(3)　調査施設（１５施設）

①　廃棄物焼却炉　　７施設
②　廃棄物最終処分場　　８施設

３　調査結果

(1)　廃棄物焼却施設の排出ガス

７施設の調査結果は0.019 ～ 5.9ng-TEQ/m^3Nであり，全て排出基準に適合していた。

(2)　廃棄物最終処分場の放流水

７施設の調査結果は0.000024 ～ 0.72pg-TEQ/Lであり，全て排出基準に適合していた。

(3)　廃棄物最終処分場の地下水

７施設の調査結果は0.0000080 ～ 0.0031pg-TEQ/Lであり，全て環境基準に適合していた。

４　その他参考事項

この調査は，県が廃棄物焼却炉や廃棄物最終処分場からのダイオキシン類の排出実態を把握し，ダイオキシン類対策を円滑に進めるため実施している。

なお，ダイオキシン類対策特別措置法第２８条(設置者による測定)の規定により，ダイオキシン類を排出する施設(特定施設)の設置者は，年１回以上の自主測定を行い，その結果を知事に報告しなければならないこととされている。

平成26年度ダイオキシン類排出調査結果

（1） 廃棄物焼却炉

番号	事業場名	所在地	測定日	測定結果（ng-TEQ/㎥N）	排出基準値（ng-TEQ/㎥N）	適合状況
1	指宿広域市町村圏組合 頴娃ごみ処理施設1号炉	南九州市	H26.11.12	1.6	5	○
2	いちき串木野市 環境センター1号炉	いちき 串木野市	H26.12.12	0.035	1	○
3	川内クリーンセンター 1号炉	薩摩川内市	H26.10.17	0.019	5	○
4	さつま町クリーンセン ター2号炉	さつま町	H26.10.9	0.055	5	○
5	曽於市クリーンセン ター1，2号炉	曽於市	H26.10.31	5.9	10	○
6	大島地区衛生組合 名瀬クリーンセンター 1号炉	奄美市	H26.10.28	0.58	5	○
7	茅野産業株式会社 廃棄物焼却炉	南さつま市	H26.12.22	1.1	10	○

（2） 最終処分場　放流水

番号	事業場名	所在地	測定日	測定結果（pg-TEQ/L）	排出基準値（pg-TEQ/L）	適合状況
1	南薩地区衛生管理組合 知覧最終処分場	南九州市	H26.10.23	0.000075	10	○
2	薩摩川内市 クリーンセンター	薩摩川内市	H26.12.5	0.000024	10	○
3	川内木場茶屋 最終処分場	薩摩川内市	H26.10.30	0.079	10	○
4	串木野最終処分場	いちき 串木野市	H26.10.23	0.00023	10	○
5	北薩広域行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	阿久根市	H26.10.30	0.000033	10	○
6	西別府一般廃棄物 最終処分場	姶良市	H26.10.27	0.72	10	○
7	大隅一般廃棄物 最終処分場	曽於市	H26.10.27	0.0021	10	○

（3） 最終処分場 地下水

番号	事業場名	所在地	測定日	測定結果 （pg-TEQ/L）	環境基準値 （pg-TEQ/L）	適合 状況
1	南薩地区衛生管理組合 知覧最終処分場	南九州市	H26.10.23	0.00010	1	○
2	薩摩川内市 クリーンセンター	薩摩川内市	H26.12.5	0.0031	1	○
3	串木野最終処分場	いちき 串木野市	H26.10.23	0.000012	1	○
4	北薩広域行政事務組合 一般廃棄物最終処分場	阿久根市	H26.10.30	0.00019	1	○
5	西別府一般廃棄物 最終処分場	姶良市	H26.10.27	0.00031	1	○
6	大隅一般廃棄物 最終処分場	曽於市	H26.10.27	0.000014	1	○
7	名瀬クリーンセンター 最終処分場	奄美市	H26.10.28	0.0000080	1	○